



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その2）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおりQ&A（その2）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

医科・歯科併設の医療機関の取扱いについて

問 医科・歯科の2つの医療機関等コードを持つ医療機関（以下、「医科・歯科併設医療機関という。）の場合、顔認証付きカードリーダーの提供台数や補助率、補助限度額はどのようになりますか。

（答）

医科・歯科併設医療機関の場合は、医科に対する顔認証付きカードリーダーの提供、補助金交付に加えて、「歯科」についても「診療所と同様」とみなして顔認証付きカードリーダーの提供、補助金交付を受けることができます。

このため、医科・歯科併設の病院の場合には、顔認証付きカードリーダーは計4台まで、その他の費用の補助金^{*}は医療提供体制設備整備交付金実施要領の別表1-1～1-3のいずれか（95.1～105万円）＋別表3（32.1万円）の合計額（127.2～137.1万円）までの交付を受けることが可能です。

医科・歯科併設の診療所の場合には、顔認証付きカードリーダーは計2台まで、その他の費用の補助金^{*}は同実施要領の別表3×2の金額（64.2万円）までの交付を受けることが可能です。

※ 実施要領第2の1（2）に規定する資格確認端末の購入やオンライン請求回線初期導入等に係る補助金

（申請上の留意事項）

- 1 ポータルサイトから顔認証付きカードリーダーを申し込みいただく際には、医科・歯科併設医療機関の場合かつ医療機関コードが「歯科」である場合には、1台までの申し込みとしてください。
- 2 補助金申請の際は、医科・歯科併設医療機関の場合かつ医療機関等コードが「歯科」である場合には、別紙様式1（7）「オンライン資格確認等関係補助金交付申請書（診療所又は薬局用（大型チェーン薬局を除く。）」）を使用してください。